

公益社因法人總局被審者支援乙之久

今和乙年庚申農曆告畢

(4) 会員の状況

- 力 其の他の当法人の目的を達成するためには必要な事項
 ブ 被害者自身が介助しての支援に関する事項
 キ 被害者等の実態に関する調査及び研究に関する事項
 ハ 被害者支援手当に関する調査及び研修に関する事項
 チ 国際機関・団体等との連携などを被害者等の援助に関する事項
 ワ 物品の貸与又は貸与、役務の提供その他の方法による被害者等への直接的支
 ニ 援に関する事項
 ハ 被害者等に対する電話相談及び面接相談事項
 ハ 被害者等の要請による電話及く郵便による申出手続の補助に関する事項
 ハ 物品の貸与又は貸与、役務の提供その他の方法による被害者等への直接的支
 ニ 援に関する事項

(3) 定款に定めた事項内容

被害者等の被害の回復及く軽減の算すと云ふ目的の行為。
 各種支援活動を行なうと共に、社会全体の被害者支援意識の高揚を図り、社会の
 犯罪人法、犯罪、事故・災害等（以下「犯罪等」）に対する被害者及び
 被害者等の被害の回復及く軽減の算すと云ふ目的の行為。

(2) 定款に定めた目的

平成25年4月1日 公益社団法人設立登記

平成23年4月1日 一般社団法人設立登記

平成21年4月8日 住意团体として設立

(1) 設立年月日

1 法人の概況

—

を重点推進事項として、事業を推進する。

 自立化向け方財政基盤のため強化 犯罪被害相談員及び支援員の確保・育成等人の基盤の強化 被害者等支援活動の充実、強化

を重点目標とする。

「被害者等の要望に応え、県民が必要とするものを支援するべく行なう」

当支援をより多くの方に分かりやすく2年度の事業計画

定を受けた。

平成27年6月25日、鹿児島公安委員会より「犯罪被害者等早期援助団体」の指

(8) 犯罪被害者等早期援助団体

計8名

七之久一長事務管理事 (犯罪被害相談員)	常勤	1名 (男性)
所員 (犯罪被害相談員)	非常勤	1名 (女性)
所員 (犯罪被害相談員・公認心理師・臨床心理士)	非常勤	1名 (女性)
相談員	非常勤	1名 (女性)
所員 (支援活動監査主任者・臨床心理士・犯罪被害	非常勤	1名 (女性)
所員 (医務担当・人材育成対象)	非常勤	1名 (女性)
所員 (経理担当・犯罪被害相談員)	非常勤	1名 (女性)
七之久一長事務管理事 (犯罪被害相談員)	常勤	1名 (男性)

(7) 管理～業務体制

計14名

役職	氏名	常勤・非常勤
理 事	水本 能子	非常勤
理 事	内海 千穂	非常勤
理 事	藤本 順	非常勤
理 事	宇山 喜久雄	非常勤
理 事	今井 幸三	非常勤
副理事長	三原 由紀子	非常勤
副理事長	遠藤 実章	非常勤
副理事長	鶴澤 和夫	非常勤
副理事長	齋藤 伸紀子	非常勤
理 事長	令井 幸三	非常勤
事務官	三原 由紀子	非常勤
事務官	宇山 喜久雄	非常勤
事務官	内海 千穂	非常勤
監 事	水本 能子	非常勤

(6) 管理～執行体制

鹿児島市福島1丁目1番13-101号

(5) 主な事務所の所在地

個人162名、団体126団体

個人14名、団体4団体 会員数288

個人14名、団体4団体

(才) SNS等を利用して危情報を信

全国被害者支援ネットワークの公式SNSでは、日々の実態を危機連絡会で共有する。危機情報は一日24時間体制で毎日1回の全国会議で発信され、警察庁のHPで確認可能である。

(才) 危機用動画の活用

全国被害者支援ネットワークが制作した「暴力未遂」(暴力未遂)動画が、多くの学校や地域の危機連絡会で活用されている。この動画は、暴力未遂の実態を示すとともに、暴力未遂に対する対応策を示すものである。

(才) 被害者支援ネットワークの事業化

被害者支援ネットワークは、2011年1月に「暴力未遂」(暴力未遂)の実態を示すための動画を作成した。この動画は、暴力未遂の実態を示すとともに、暴力未遂に対する対応策を示すものである。この動画は、多くの学校や地域の危機連絡会で活用されている。

(才) 危機用動画の活用

各連絡会・会合等での出前講演の実施

警察学校における被害者支援科生への講義(10月26日)、福島市人権監視研修会(12月16日)、隣地区町村議員研修会(12月18日)、福島県議会(12月1日)、(被害者連絡)の間、福島県庁1階の危機センターにて、11月25日~12月1日(被害者連絡)の間、福島県庁1階の危機センターにて、各連絡会・会合等での出前講演の実施

(才) 危機用動画の活用

被害者支援ネットワークの実態を示すための危機用動画(11月25日~12月1日)、(被害者連絡)の間、福島県庁1階の危機センターにて、各連絡会・会合等での出前講演の実施

(才) 危機用動画の活用

11月25日~12月1日(被害者連絡)の間、福島県庁1階の危機センターにて、各連絡会・会合等での出前講演の実施

(才) 危機用動画の活用

11月25日~12月1日(被害者連絡)の間、福島県庁1階の危機センターにて、各連絡会・会合等での出前講演の実施

(才) 危機用動画の活用

11月25日~12月1日(被害者連絡)の間、福島県庁1階の危機センターにて、各連絡会・会合等での出前講演の実施

(才) 危機用動画の活用

11月25日~12月1日(被害者連絡)の間、福島県庁1階の危機センターにて、各連絡会・会合等での出前講演の実施

を行なう。

「教室」を9回実施した。

県内の中学・高校・専門学校・大学生等を対象に、犯罪被害の発生を調査する思ひであります。

(七) 「命の大切な老舗の歴史」の開催 (藤島貢監修企画事務)

開催日	学 校 名	内 容	対 象 者
7月8日	北井上中学校	少年犯罪（被害者遺族）	25人（2年生徒等）
7月22日	龍昇幼稚専門学校	交通事故（被害者遺族）	73人（全校生徒等）
8月2日	大森中学校立綱分校	交通事故（被害者遺族）	14人（全校生徒等）
10月1日	立沢自動車学校	交通事故（被害者遺族）	34人（教習指導員等）
11月2日	富岡東高等学校／浦桜	殺人事件（被害者遺族）	129人（全校生徒等）
11月13日	德島中央自動車教習所	交通事故（被害者遺族）	25人（教習指導員等）
令和3年 3月19日	徳島大学大学院	心の不健康（心理学分野准教授）	15人（大学院生）
令和3年 3月26日	徳島大学大学院	心の不健康（心理学分野准教授）	15人（大学院生）
3月26日	徳島大学大学院	心の不健康（心理学分野准教授）	15人（大学院生）

7 全国被侵害者支援会「ハーモニーノ」名古屋被侵害者支援团体の連携
全國事務局員会議及び中国・四國の事務局員会議は、今後も口才
感染症拡大の影響で中止が多かった。

力の連携

9月11日、德陽市內主干公路市町村等各自治體の犯罪被害者等施策・窓口担当者40名を事業者、德島県と共に開催した。同研修会では、東京都犯罪被害者支援センターと一対一の若城眞子氏が、「犯罪被害者派遣」について講義を行った。各市町村窓口担当者16人、幹部職員22人、徳島県警2名で、合計40人が参加した。

看的太早,几乎把所有的黑球都包围了。

人材育成対象の職員1名（女性、令和元年10月1日指定期）に対する、講演会への

預保納付金を活用した職員の人材育成

4

回数	実施日	内容	場所	第1回	9月11・ 12日	「三生会の×××と一ヶ月in德島」 徳島県犯罪被害者等支援条例の制定会 内閣府内閣官房	本木子川 徳島市今治町	第2回	11月21日	徳島県犯罪被害者等支援条例の制定会 内閣府内閣官房	本木子川 徳島市今治町	第3回	11月30日	被害者連絡会おおさか・一ヶ月の実 施及び被害者支援連絡会の職員 会・徳島市今治町	本木子川 徳島市今治町	第4回	3月19日	県委託事業として実施した「カワチ職 員会」を職員	カワチ

支援活動員のスキルによる巡回目的で、計4回実施した。

支援活動員に対する訓練研修の実施

4

□□□支援活動員が大変要件、令和2年度の養成講座開催中止した。

7 支援活動員養成講座

(5) 人材の育成等人の基盤の強化

具体的な事例(基礎)、関係機関の在り方(手法)にて意見交換を行った。

令和3年2月26日、徳島弁護士会館にて開催された「令和2年

(1) 徳島弁護士会主催「令和2年度被害者支援連携協議会」への出席

職員会。

令和2年9月26日、徳島市内木子川に自治体首長・議員・関係機関等35名

(2) 徳島弁護士会等主催「犯罪被害者等支援条例による改正」への出席

弁護士会の連携

支援活動員が意見交換等を行った意見交換を行った。

□□□当社より一理事及び犯罪被害者相談員の2名が出席し、飯泉知事は日々の

8月22日徳島大学で開催された徳島県主催「講師！徳島かくし！」

(4) 「講師！徳島かくし！」への参加

席上、来場客に対する意見交換を行った。

令和2年7月6日(第1回)・8月28日(第2回)・10月16日(第3回)出席

当社より一理事3名が、「徳島県犯罪被害者等支援条例検討委員会」委員会へ

(1) 徳島県犯罪被害者等支援条例検討委員会への参加

各公益目的事業の使用ル、被害者等に対する支援活動の強化を図ル。

徳島市富田橋58番1所在の駐車場（10台分）を賃借ル、これがより得た利益

等の活動を行ル。

募金箱設置の拡充、トキハのトヨターナキヤーへの協力供給
力その他
etc。

口才感染症拡大の影響で工事延迟を来たす力、3者力の寄附力
中古本寄附で口済ム（手元にいへり）事業の推進
2年度も繼續実施ル。

和菓子製造販売の核算企画を立ち上げる一部を寄附金化乙等、今和
工　被害者支援商品の販売促進
日開始）を繼續実施ル。

今和2年度も口済ムから募金「呼称：お手洗之友募金」（令和元年5月1
カ　口済ムから募金活動の推進
新たに1台の寄付型自販機を設置ル。

從来の寄付型自販機に加え、新たに企画の協力を得て徳島中央警察署に
ト　寄付型自販機設置の推進
ある中で公報活動を通じて、算助会員の拡大に努めル。
カ　算助会員（個人、法人）募集の積極的推進
積極的に推進ル。

当社による自立に向けた財政基盤の確立を目的としたアーバン活動委
(6) 貢献基盤確立のための諸活動
計上12学年だ。

講員（臨床心理士・公認心理師）1名が受講、「アーバン支援被害相
0法人の活動としてアーバン主催「アーバンアーバン研修」を定期開催
今和2年9月12日～令和3年3月27日までの間7回行われた開催をいたる、NP

(7) アーバン研修への参加
其他団主催の研修会への参加
この参加を見送ル。

中止となる力薄弱、全国被害者支援センターアーバン活動、口才弱化考慮ル
中国・四国アーバン監の向上（上半期・下半期）研修会は、口才弱化考
工　全国被害者支援センターマン主催研修
成の目的の実現育成を行ル。
出席、講義研修の受講、直接支援活動の補助の活動等を通じて、直接支援員養

(1) 社員懇親会

6月26日(書面決議)

ア 決議事項

第1号議案 分和元年度決算書類等取扱いに関する件

ア 決議事項

第1号議案 分和元年度事業報告書に関する件

ア 決議事項

第1号議案 分和2年度収支予算書及く補正予算書に関する件

(2) 第1回理事会

6月17日(書面決議)

ア 決議事項

第1号議案 分和2年度社員懇親会に関する件

ア 決議事項

第2号議案 分和元年度事業報告書に関する件

ア 決議事項

第3号議案 分和元年度決算書類等取扱いに関する件

ア 決議事項

第4号議案 分和2年度収支予算書に関する件

ア 決議事項

第5号議案 定期提出書類に関する件

ア 決議事項

第6号議案 謝金規定の一部改正に関する件

ア 決議事項

第7号議案 支援活動の実績に関する件

(3) 第2回理事会

理事会員等の職務執行状況に関する件

ア 決議事項

報告第1号 2020年度預保納付金支援事業助成契約に関する件

ア 決議事項

報告第2号 会心の相談支援事業(徳島県委託事業)の委託契約に関する件

ア 決議事項

報告第3号 徳島県農業支援事業(徳島県委託事業)の委託契約に関する件

ア 決議事項

報告第4号 理事長等の職務執行状況に関する件

ア 決議事項

令和3年3月22日、徳島方式による手元会計による開催

ア 決議事項

第1号議案 分和2年度補正予算案に関する件

ア 決議事項

第2号議案 分和3年度事業計画案に関する件

ア 決議事項

第3号議案 分和3年度収支予算案に関する件

ア 決議事項

第4号議案 資金調達及び設備投資案に関する件

ア 決議事項

第5号議案 事務局職員等の任免に関する件

ア 決議事項

第6号議案 徳島被害者等給付金申請補助金の認定に関する件

ア 決議事項

第7号議案 徳島被害者等給付金申請補助金の認定に関する件

ア 決議事項

第8号議案 德島被害者直接支援金の認定に関する件



- 第 9 号議案 合計 3 年度總算表兼事業的盈虧計算書の件
 - 報告事項
 - 報告第 1 号 理事長等の職務執行状況報告書の件
 - 報告第 2 号 合計 3 年度預保金付金申請状況報告書の件
- (1) 理事及び職員の職務の執行力、法令及び定款の適合するに足る職務執行状況報告書の体
- (2) 理事の職務の執行を監督する事項
- ・理事会法、法令・定款及び理事会運営規程の範囲、重要な決定事項を決定するに足る
- ・理事会の職務の執行法、法令及び定款の施行方針、その職務の履行・監理法、法
- 情報法、法令等の基準理事会会議事録の記載その他、その職務の履行・監理法、法
- (3) 董事の適正な職務執行の体制の運用状況
- ・内部の統制の体制、重要不備がいかに把握されるに足る。





作成ルーム始め。

事業報告の内容を補足する重要な事項について、事業報告の附属明細書は

令和2年度事業報告の附属明細書